

保護者様

高根沢町立北小学校長 中澤 加代子

- 「1. 出欠等連絡カード」「2. 傷病時の対応」
- 「3. 感染症発生時の出席停止の取り扱い」について

上記の件につきまして、児童の健康安全保持のため以下のとおりですのでお知らせいたします。

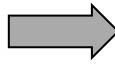
### 1. 欠席・遅刻・早退の際の「出欠等連絡カード」について

本校におきましては、児童の健康状態の把握や誘拐事故等の防止のため、下記のとおり「出欠等連絡カード」を登校班班長に提出していただくか、スキットの学校連絡メールを使用してください。ただし出席停止期間中には必要ありません。

※用紙が足りなくなった場合は担任に言ってください。

緊急の場合を除いては、できるだけ電話での連絡は御遠慮ください。

①届に必要な事項を記入する。



②欠席等当日までに届くように兄弟姉妹や登校班の子に頼む。

### 2. 傷病等の場合

#### 病気の場合

○経過観察

授業を受けるのにさしつかえないと思われる症状の児童は、教室にて経過を観察します。

○休養

休養することで回復する見込みのある児童について、1単位時間(45分)休養させます。

○早退

授業を受けることが困難な場合、保護者様に連絡をしますので、お迎えに来てください。児童は保健室にて待っています。

【早退の目安】

**新型コロナウイルス感染症予防のため  
当分の間、体調不良時は早退  
となります。**

○内服薬

原則として、使用いたしません。

#### けがの場合

○応急手当

養護教諭または担任などが行います。

○受診

医療機関での診察や治療などを必要と思われる場合は、保護者の方に御連絡させていただきますので、申し訳ありませんが、学校にお越しく下さい。(児童も安心できるため)

ただし、緊急を要する場合は、救急車などにより医療機関で受診いたします。

【**頭部や腹部のけが**】

・できるだけ、医療機関で受診し、御家庭での経過に十分御注意ください。

※保健室は一時的な応急手当を行うものであり、原則として継続的な手当は行わないこととされていますので、御家庭で経過を見てください。

### 薬について

学校では原則として薬の投薬は行いません。(外用薬を応急手当として取り扱う程度です。)

従って、疾病などにより医師に処方された医薬品を医師の指示のもと児童自身が使用したり服薬することになります。できるだけ、学校で医薬品は使用しない方が良いのですが、使用を要する場合は以下のとおりお願いします。

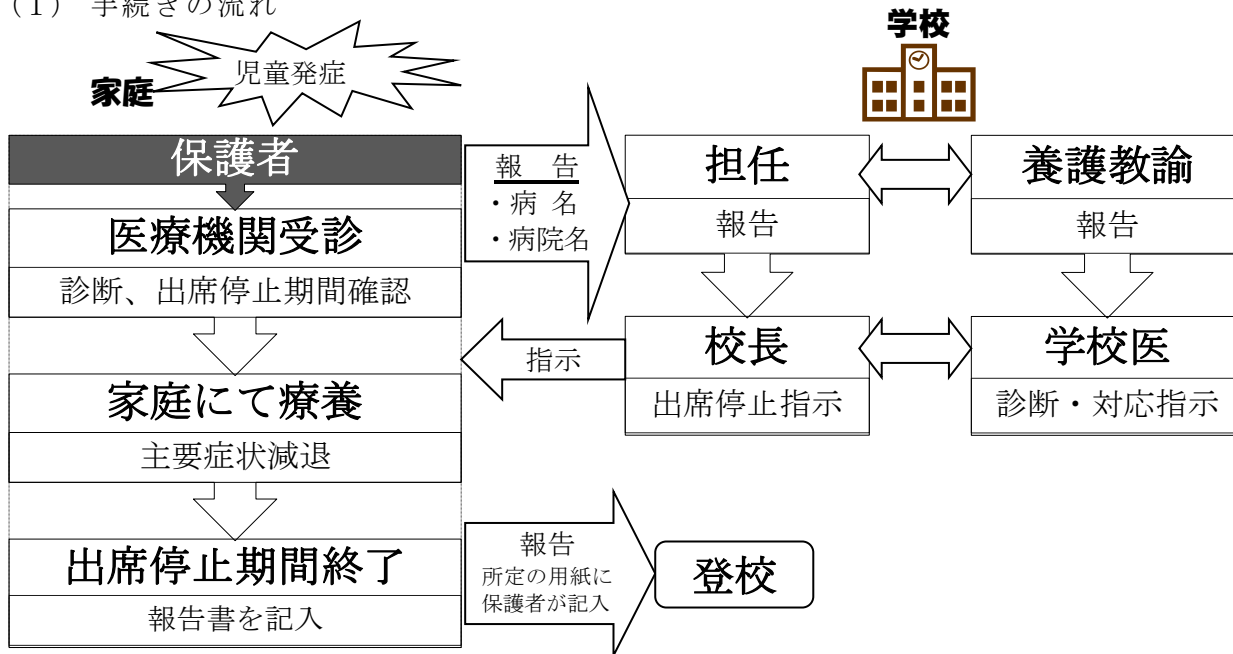
- ① 担任に、持たせることを連絡してください。
- ② 薬品には記名をお願いいたします。
- ③ 服薬する場合は1回分だけ持たせてください。(薬を飲むように声かけはいたします。)

### 3. 感染症発生の場合

学校保健安全法により、発病した児童に対し、感染の危険がなくなるまで出席を停止するよう規定されているので、登校せずに家庭において療養してください。

また、新型コロナウイルス感染症の疑いにより、かぜ症状全般に関しては出席停止扱いとさせていただきます。出席停止期間中は、欠席扱いになりません。お子さまが感染症になった、または疑いがある場合は、できるだけ早く学校に連絡をしてください。

#### (1) 手続きの流れ



#### (2) 学校において特に予防すべき感染症と出席停止期間の基準

病名	期間の基準 (目安)
インフルエンザ (流行性感冒)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹 (3日はしか)	発疹が消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
結核	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 (はやり目) 急性出血性結膜炎 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 咽頭結膜熱 (プール熱) 手足口病 伝染性紅斑 (リンゴ病) ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症 ※新型コロナウイルス感染症・または濃厚接触 等	医師の判断による

※あくまでも基準ですので、症状や主治医の判断によりこの限りではありません。お休み中は医師の指示を守り、療養に専念できるようにお願いします。